

## 廃プラ関係現地調査（平成20年12月26日：JAいび川）

日 時：平成20年12月26日

場 所：JAいび川

調査者：竹谷教授（名古屋大学大学院）

中谷課長補佐（東海農政局）

小川補佐（岐阜県農産園芸課）

桑田技師（岐阜県農産園芸課）

対応者：林営農部長、遠藤営農課長、田代係長（JAいび川）

### 概要

（管内の農業の概要）

#### ・揖斐川町の農業概要

水稲、茶、野菜、いちご、なすの生産が盛んである。お茶は肥料をよく使用する。

#### ・池田町の農業概要

揖斐川町とほぼ同様の作目の生産が盛んである。

#### ・大野町の農業概要

水稲、麦、大豆、柿、野菜、いちご、なす、バラの生産が盛んである。野菜では主として雑草たいさくとして黒マルチはよく使用している。

柿は肥料、農薬を結構使用するので肥料袋、農薬の容器が結構排出される。

（農協の業務等）

・農協は農家から委任状を貰い、マニフェストの代行事務を行っている。

・農業用廃ビニール・廃プラスチック回収の農家への案内については、農協の広報誌に掲載し周知徹底を図っている。

・農協は処理業者の選定を行っているが、現行の業者以外の情報は持ち合わせていないので、毎年同じ業者の選定となっている。

（回収）

・回収は農協の指導・立ち会いのもと、年2回、8月上旬と12月上旬毎年行っている。

・回収場所は、旧揖斐川町、旧池田町、旧大野町の3カ所で行っている。

・農ビと農ポリの分別回収については、農家に伝えていないことから、分別回収はされていない。しかし、ゴムの混入については引き取らないことにしている。

・いちご栽培では、被覆資材に2年使用した後、土壌消毒に用いる。その被覆資材は非常に汚れている。

・使用済みの農薬容器や肥料袋については洗浄したものを回収し、そうでないものは農家に引き取ってもらう。

・使用済みの農業用の廃プラの野焼きはない。

（回収量・処理量の趨勢）

・水稲については、これまでトンネル被覆材を用いて苗を育苗していたが、世代交代が進むにつれ農協から育苗苗を購入するようになり、被覆資材の使用量が減った。

・農家にストックしていた廃プラを出し尽くしたことも、廃プラの回収量が減量している

理由である。

(負担)

- ・以前から廃プラの回収・処理については、全額農家負担である。
- ・農家のから頂く料金は最終処分場までの運賃込みの処理料金である。
- ・商系が農家に販売したプラスチック製品に係る処理料金については、JAが扱った製品よりは高めの設定料金となっている。実際、回収する際には、そのことが判明すればその料金を頂くことにしている。50～60%は農協の販売シェアと思われる。

(報告関係)

- ・年1回、廃プラの回収・処理量については、県の農林部局 or 環境部局に報告している。

(処理の概要)

- ・処理業者サトマサと岐阜市文殊のグリーン開発を通じて処理を行っている。サトマサではビニールの汚れたもの、破れのひどいものを多く扱い焼却処分している。グリーン開発は収集運搬業者で育苗箱を長野県の処理業者に渡す。そこでリサイクルに回される。近年、育苗箱の回収量は減ってきている。全農は1,000枚以上でないと引き取らないので結局、グリーン開発を利用するしかない。
- ・サトマサが農家から回収する際、焼却する際には農協は立ち会っていない。

(その他)

- ・生分解性プラスチックについては、一部の農家で導入している。
- ・農林水産省の20年度燃油・肥料の緊急支援対策事業の事務を行うが、商系の情報を入手できることを楽しみにしている。

(再生利用率を高めるための課題等)

- ・農ビと農ポリの分別回収を行っていないことから、新たに分別回収に取り組み農家に周知徹底させる必要がある。
- ・ビニールの汚れたもの、破れのひどいもの等、再生利用に向かないものと、再生に向けられるものとの分別回収を徹底するとともに、できるだけ再生利用に回せる量を確保するために異物の排除、洗浄等の徹底を農家に指導する必要がある。
- ・廃プラを再生利用しようとする、処理業者は効率的な運搬のため使用するトラックに見合う一定量の廃プラを求めてくることから、近隣の農協と連携した運搬を視野に入れる必要がある。